

三鷹市住民投票の実施の請求に関する規則

平成18年 3月31日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、三鷹市自治基本条例(平成17年三鷹市条例第17号。以下「条例」という。)第35条第1項の規定による住民投票の実施の請求(以下「住民投票実施請求」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(請求資格者)

第2条 条例第35条第1項の別に定めるものとは、次の各号のいずれかに該当する者で、次条第1項に規定する住民投票実施請求資格者名簿に登録されたもの(以下「請求資格者」という。)をいう。

(1) 日本国籍を有する者で、その者に係る三鷹市の住民票が作成された日(他の市区町村から三鷹市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3箇月以上三鷹市の住民基本台帳に登録されているもの。ただし、永住外国人が日本国籍を有する者となったときは、次号の規定により登録され又は居住地変更の登録を申請した日から、その者が日本国籍を有する日の前日までの期間は、それに引き続き三鷹市の住民基本台帳に登録される期間に通算されるものとする。

(2) 永住外国人で、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項の規定により、その者に係る外国人登録原票に三鷹市の区域内を居住地として登録された日(同法第8条第1項の申請に基づき、三鷹市の区域内を居住地とする同法第6項の居住地変更の登録を受けた者については、当該申請をした日)から3箇月以上経過しているもの

2 前項の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

(請求資格者名簿の登録等)

第 3 条 市長は、第 7 条第 1 項の規定による住民投票実施請求代表者証明書の交付申請があったときは、当該申請のあった日現在において前条第 1 項各号のいずれかに該当する者を住民投票実施請求資格者名簿 (様式第 1 号。以下「請求資格者名簿」という。) に登録するものとする。

2 請求資格者名簿は、当該住民投票実施請求についてのみ効力を有する。ただし、当該住民投票実施請求を受けた日において、当該住民投票実施請求以外の住民投票実施請求があったときは、各住民投票実施請求を通じて一の請求資格者名簿とする。

(請求に必要な署名数の告示等)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の規定により請求資格者名簿に登録した者の総数の 50 分の 1 の数 (その数に 1 未満の端数を生じたときは、1 に切り上げる。以下同じ。) を、その登録を行った日後直ちに告示しなければならない。

2 市長は、毎年 9 月 1 日現在で、第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者の総数の 50 分の 1 の数を、当該月の 10 日までに告示しなければならない。

(補正登録等)

第 5 条 市長は、第 3 条第 1 項の規定により請求資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に請求資格者名簿に登録される資格を有する者が請求資格者名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を直ちに請求資格者名簿に登録しなければならない。

2 市長は、請求資格者名簿に登録された者の記載内容に変更があったこと、又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

3 市長は、請求資格者名簿に登録された者について、登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったときは、その者を直ちに請求資格者名簿から抹消しなければならない。

(記載内容の開示請求等)

第 6 条 請求資格者名簿に登録された者の記載内容の開示請求、訂正の請求等は、三鷹市個人情報保護条例 (昭和 62 年三鷹市条例第 29 号) の規定に基づき行うものとする。

(請求の手續)

第 7 条 住民投票実施請求をしようとする代表者（以下「住民投票実施請求代表者」という。）は、その請求の要旨（1,000字以内）その他必要な事項を記載した住民投票実施請求書（様式第 2 号）及び条例案を添え、市長に対し、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（様式第 3 号）により住民投票実施請求代表者証明書（様式第 4 号）の交付を申請しなければならない。

2 前項の申請があったときは、市長は、第 3 条第 1 項の規定による請求資格者名簿の登録を行った日後、直ちに当該申請をした住民投票実施請求代表者が当該請求資格者名簿に登録された者であるかどうかを確認し、確認できたときは、当該住民投票実施請求代表者に前項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

3 住民投票実施請求代表者は、住民投票実施請求者署名簿（様式第 5 号）に住民投票実施請求書又はその写し、住民投票実施請求代表者証明書又はその写し及び条例案を付して、請求資格者に対し、署名（盲人が公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）別表第 1 に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）をし印を押すことを求めなければならない。

4 住民投票実施請求代表者は、請求資格者に委任し、前項の規定により署名をし印を押すことを求めることができる。この場合において、委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、住民投票実施請求書又はその写し、住民投票実施請求代表者証明書又はその写し及び条例案並びに次項に規定する住民投票実施請求署名収集委任状を付した住民投票実施請求者署名簿を用いなければならない。

5 住民投票実施請求代表者は、前項の規定により署名をし及び印を押すことを求めるための委任をしたときは、受任者に対し、住民投票実施請求署名収集委任状（様式第 6 号）を交付するとともに、直ちに受任者の氏名及び委任の年月日を署名収集委任届出書（様式第 7 号）により市長に届け出なければならない。

6 第 3 項及び第 4 項の署名及び印は、第 2 項の規定による告示があった日から 1 箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、条例第 35 条第 4 項の規定によりその例によることとされた地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 6 項の規定により署名を求めることができないこととなったときは、

その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなった期間を除き、第2項の規定による告示があった日から31日以内とする。

- 7 住民投票実施請求者署名簿に署名をし印を押した者の数が第4条第1項の規定により告示された請求資格者名簿に登録した者の総数の50分の1以上の数となったときは、住民投票実施請求代表者は、前項の規定による期間満了の日の翌日から5日以内に住民投票実施請求者署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を市長に提出しなければならない。
- 8 住民投票実施請求代表者は、条例第35条第4項の規定によりその例によることとされた地方自治法第74条の2第6項の規定により住民投票実施請求者署名簿の返付を受けた日から5日以内に、市長に対し、住民投票実施請求書に住民投票実施請求者署名簿、住民投票実施請求署名収集証明書（様式第8号）及び条例案を添えて住民投票実施請求を行わなければならない。

（選挙管理委員会への事務の委任）

第8条 条例第35条第4項の規定によりその例によることとされた地方自治法第74条の2第1項から第3項まで及び第6項並びに第74条の3第2項及び第3項並びに前条第7項の規定による事務は、選挙管理委員会に委任する。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

住民投票実施請求資格者名簿

住 所	氏 名	生年月日	性 別	備 考

備考 巻末には、次のように記載しなければならない。

この住民投票実施請求資格者名簿は、 年 月 日現在において調製したものである。 三鷹市長 氏 名印

様式第2号（第7条関係）

住民投票実施請求書

1 住民投票実施請求の要旨（1,000字以内）

2 住民投票実施請求代表者

住	所	職	業	氏	名	印
（住	所）	（職	業）	（氏	名	印）

上記のとおり三鷹市自治基本条例第35条第1項の規定により、別紙条例案を添えて住民投票の実施を請求します。

年 月 日

（あて先）三鷹市長

備考

- 1 本請求書又はその写しは、住民投票実施請求者署名簿ごとにつづり込むものとする。
- 2 氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

様式第3号(第7条関係)

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

年 月 日

(あて先)三鷹市長

住民投票実施請求代表者 氏 名印
(氏 名印)

三鷹市住民投票の実施の請求に関する規則第7条第1項の規定により、別紙住民投票実施請求書を添え、住民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

様式第4号(第7条関係)

住民投票実施請求代表者証明書

住 所 氏 名
(住 所) (氏 名)

上記の者は、住民投票実施請求代表者であることを証明する。

年 月 日

三鷹市長 氏 名印

備考 本証明書又はその写しは、住民投票実施請求者署名簿ごとにつづり込む
ものとする。

様式第5号(第7条関係)

住民投票実施請求者署名簿

(表紙)

年 月 日
住民投票実施請求者署名簿
(第 号)

有効無効の印	番号	署名年月日	住所	生年月日	氏名	印	代筆をした場合(地方自治法第74条第7項及び第8項の例に該当する場合のみ代筆を行うことができます。)				備考
							代筆者の住所	代筆者の生年月日	代筆者の氏名	代筆者の印	

備考

- 1 本署名簿を2冊以上作成したときは、各署名簿に通ずる一連番号を付さなければならない。
- 2 住民投票実施請求書又はその写し及び住民投票実施請求代表者証明書又はその写し並びに委任する場合にあっては住民投票実施請求署名収集委任状は、これを表紙の次につづり込むものとする。
- 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第95条の3の規定の例による附記は、当該署名の備考欄に記入すること。
- 4 署名簿が2冊以上あるときは、地方自治法施行令第95条の4の規定の例による記載は、一連番号の最後の署名簿の末尾にこれをしなければならない。

様式第6号(第7条関係)

住民投票実施請求署名収集委任状

受任者の氏名
住所

上記の者に対して、住民投票実施請求者署名簿に住民投票の実施請求のための署名及び押印を求めることを委任する。

年 月 日

住民投票実施請求代表者

氏 名印
(氏 名印)

備考 住民投票実施請求代表者が2人以上あるときは、すべての住民投票実施請求代表者の氏名を記載し、押印すること。

様式第7号（第7条関係）

署名収集委任届出書

受任者 氏 名

住所

生年月日

委任の年月日

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

住民投票実施請求代表者

住 所 氏 名印
(住 所) (氏 名印)

(あて先)三鷹市長

備考 住民投票実施請求代表者が2人以上あるときは、すべての住民投票実施請求代表者の氏名を記載し、押印すること。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

住民投票実施請求署名収集証明書

住民投票実施請求書に添えて提出する住民投票実施請求者署名簿には、三鷹市住民投票の実施の請求に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、
年
月 日付けで告示された住民投票実施請求資格者名簿に登録した者の総数の50分の1 (人) により有効署名があることを証明します。

年 月 日

住民投票実施請求代表者

氏 名印

(氏 名印)